

平成 28 年度 記者懇談会（第 1 回）の記録

日 時 平成 28 年 4 月 28 日（木）午後 3 時 30 分

場 所 水道庁舎 4 階会議室

記者数 9 人

同席者 企画財政部長、健康福祉部長

- 次 第
- 1 平成 28 年度 工事発注計画について
 - 2 障がい者の差別解消に向けた職員の取組みについて
障がい者のための災害対応について
 - 3 広報いわみざわのリニューアルについて
 - 4 その他について



1 平成 28 年度 工事発注計画について

説明内容

（市長）

まず 1 点目の平成 28 年度の工事発注計画でございます。

4 月に入りまして、内閣府が発表した月例経済報告、さらに北海道の経済動向においても、全体的には緩やかな持ち直し基調のなか、個人消費においては回復しているものの、公共工事は弱めとこれは北海道の経済状況の動向でございます。

また、岩見沢市の経済情勢におきましても、依然として厳しい状況が続くものというふうに予想しているところでございます。

そのような状況を踏まえた中で、岩見沢市は、地域経済を支え、活性化を図るとともに、地域の雇用対策といった観点からも、市民生活の基盤を支える公共事業に係る予算を平成 28 年度も積極的に確保いたしました。

そこで、今年度の発注を予定する工事費についてでございますが、一般会計、特別会計ならびに企業会計を合わせますと約 80 億 2,700 万円となっているところでございます。

その内訳でございますが、一般会計は、55 億 6,100 万円、特別会計は、約 1,600 万円、企業会計は、約 24 億 2,400 万円、昨年度予算の繰越予算が、約 2,600 万円となっております。平成 27 年度の 66 億 5,700 万円に比較いたしますと、13 億 7,000 万円の増、20.6%の増加となっているところでございます。

工事費が大幅に増となった主な要因でございますが、学校給食共同調理所の建設に約 5.5 億円、栗沢の認定子ども園の建設に約 3.5 億円、第 2 ポルタビルの改修による健康づくり拠点の整備に約 1.3 億円、2 条団地の建設に約 2.3 億円といった新たな工事を予定しており、市民の安全・安心な暮らしや子ども・子育て支援の充実、地域経済の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、上半期の工事発注率でございますが、今年度につきましても地域経済の活性化の観点から、できうる限り早期の発注に努めるものとしたしまして、4 月から 9 月まで上半期に発注する工事費の目標額は、発注予定額で 総額約 79 億 2,000 万円、工事発注率 98.6%を目標といたしました。

この発注率は、平成 27 年度の目標値 92.1%と比較すると、6.5 ポイントの増となったところでございます。引き続き、市民生活の基盤を支える意味からも、工事の早期実施を通じて地域経済への波及効果が発揮されるよう、この数値を可能な限り達成することによって、雇用・景気対策に努めていく方針でございます。

以上でございます。

質疑応答

なし

2 障がい者の差別の解消に向けた職員の取組みについて 障がい者のための災害対応について

説明内容

(市長)

障がいを理由とする差別の解消の推進に関する「岩見沢市職員対応要領」について、まずご説明をさせていただきます。

皆さまご存じのとおり平成 28 年 4 月 1 日からいわゆる「障害者差別解消法」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

障害者差別解消法により、国や地方公共団体等の行政機関は、障がいを理由とする不当な差別的取扱いが禁止される、2 点目といたしましては、障がいのある方に対して合理的な配慮を提供することが法的義務とされたところでございます。

また、これらのことに適切に対応するため、国の行政機関では職員が適切に対応するために必要な要領を定めることが法的義務とされており、地方公共団体においては、努力義務とされたところでございます。

岩見沢市では、障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、全ての職員が障がいのある方に対して気遣いのある適切な対応ができるよう、障がい関係団体の皆様のご協力を得ながら、できる限り具体例も交えて分かりやすい表現とした「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する岩見沢市職員対応要領」を策定をいたしました。要領の内容につきましては、4月27日に職員を対象に庁内で説明会を開催したところでございます。

また、要領の対象は市の職員ではありますが、点字、音訳、ふりがな付きも作成し、福祉関係団体や事業者等にも送付をさせていただくとともに、一般の市民の方や民間企業の方にも広く見ていただけるよう、市のホームページにも掲載をいたします。

要領に基づきまして、市の職員全員が率先してしっかりと対応をしていくことが、民間企業等においても波及効果が生まれ、岩見沢市が障がいのある方にとって暮らしやすいまちになっていくことを期待しているところでございます。

続きまして「障がい者のための災害対応」の冊子について、でございます。

市では、市内で活動する自主防災組織や町会、各種団体を対象に防災出前講座を開催しておりますが、その講座内容は防災全般に及ぶため幅広く、開催の都度、打合せをしながら、いわばオーダーメイドで講義内容を作成しておりました。

昨年8月30日に実施をいたしました身体障害者福祉協会の出前講座におきまして、「何かテキストとして、見てわかりやすいものはないのだろうか」とのご意見をいただき、作成したものが今回の冊子の基礎となっているところでございます。

その後、出前講座を受講した方たちなどから、「テキストとして使用したものがとても分かりやすい」との意見をいただき、表現方法や使用しているイラストなどの内容をさらに精査し、障がい者の方にお示しすることといたしました。

この冊子は、点訳と、音訳してCDに録音し、市役所本庁、北村・栗沢の両支所、視力障害者福祉センターに配架するほか、障がい福祉関係事業所や障がい関係団体にもお届けする予定でございます。以上でございます。

質疑応答

(プレス空知)

対応要領なんですけれども、ホームページで公開するというのは今日からですか。それと、災害対応の冊子の方はこの後どんな説明会というか、出前講座が予定していますよというものがあれば教えていただければと思います。

(健康福祉部長)

対応要領は今日ホームページに掲載いたします。

(総務部長)

災害対応のガイドブックは出前講座の方はこれから関係団体と調整中でございます。

(プレス空知)

こちらはホームページの方は？

(総務部長)

もちろん公表いたします。

3 広報いわみざわのリニューアルについて

説明内容

(市長)

お手元に配布されていると思いますが、「広報いわみざわ」を5月号からリニューアルをいたしました。

今回のそのリニューアルの特徴をいくつか説明をさせていただきます。

まず、若い世代の人も含めて、幅広い世代の方の目に留まるように、表紙や裏表紙は写真を活かすためにフルカラーページといたしました。その他のページは2色刷りのページとなっていることで、多彩な表現が可能となり、ビジュアルの面でのパワーアップを図ってまいりたいと考えております。

また、より見やすく、読み間違いの少ないはっきりしたフォント「ユニバーサルデザインフォント」を採用するとともに、カラーユニバーサルデザインにも配慮して、文字の読みやすさや見やすさにも工夫をしたところでございます。

そして、市民の皆さまにお伝えしたい行政情報を「情報ひろば」としてこれまでもお知らせをしておりましたが、趣味・教養、健康、教育、福祉、税金、環境など細かく分野毎にまとめて探しやすくしたところでございます。

また、「みんなのひろば」は、これまでの市民の皆さまからの写真募集に加えまして、イラストや川柳などのさまざまな作品を募集して掲載することといたしました。

また、記事の中からクイズを出題いたしまして、正解者の中から毎号・毎月10名様に500円の図書カードを贈呈するクイズコーナーを新たに設けて、より市民の皆さまに親しまれる紙面作りをさせていただきたいと思っております。

また、合紙につきましては、これまで健康に関する行事のみを掲載した「すこやかカレンダー」でございましたが、健康以外の情報ひろばに掲載されている市の行事と一緒に掲載をいたしまして、その日ごとにイベントがわかる「いきいきカレンダー」としたところでございます。

これは、資料には掲載しておりませんが、広報紙をより身近に感じていただくために、新たに広報キャラクターとして紙面の中で「いわみ記者」が登場いたしまして、取材を通して行政情報をわかりやすく説明したり感想を述べたりしていくこととしております。

また、実は先月の4月号から実施をしたところでございますが、岩見沢市へ訪れた方、通勤や通学で来られた方にも手に取っていただけるように、広報紙を市内のJR岩見沢駅、中央バス岩見沢ターミナルにも設置させていただくなど、交流・定住人口の増加にもつながるよう、市外の方にもまちの魅力を情報発信していきたいと考えております。

今後も市民の皆さまの生活に関わる情報や市の政策などの難しい内容のものはやさしく、やさしいことは深く掘り下げて、「わかりやすい」「親しみやすい」広報を目指して編集してまいりたいと考えております。以上でございます。

質疑応答

(プレス空知)

発行部数は従来と変わらないのでしょうか。年間の発行に係る費用というか予算というのは具体的にいくらぐらい増しているのでしょうか。

(市長)

平成 27 年が 41,200 部印刷をしていたんですけれども、平成 28 年は 40,200 部。それから予算ですが当然のことながら単価が上がりますので、ページ数も増えておりますので、総額予算ですけれども、平成 27 年が 2 千 539 万 1 千円、平成 28 年 3 千 339 万 3 千円、この増加の内訳なんですけれども、印刷単価の増で 560 万円、ページ数が増えたことによって 240 万円、約 800 万円の予算増となったところでございます。

(プレス空知)

増ページになっているというのは、今回の 5 月号は 24 ページなんですけれども、4 月号は 26 ページということでむしろページ数が少ないというのは、この後またトータルすると増えるという計算で良いのでしょうか。予算は増えているんですけれども、発行部数は予算減ということになるかと思うのですが、プレスリリースの資料では発行部数は 39,500 部とあるのですが。

(広報担当主幹)

市長が説明したのはあくまでも予算の数字でございます。実際の発行につきましては 39,500 部を実は発行しております。決算数字でいきますと平成 27 年度決算見込みでは、年間実質 300 ページ頁で 40,440 部の作成となっております。印刷単価も入札によりまして当初予算よりも下がってトータルで 2 千 463 万 7 千円の決算額でございます。平成 28 年度の見込みですが、去年 300 ページでしたが今年の見込みは 298 ページと見込んでおります。部数の方は今後ふるさと納税の方にも広報紙を送付しておりますので、今後増えてくる可能性もあり、その部分を踏まえて 40,200 部で計算して、3 千 77 万 5 千円を今年度の見込みとさせていただいているところです。実質ページ数は変わらず、印刷単価の増ということで約 600 万円の増を見込んでいるところでございます。

(プレス空知)

予算ベースで 28 年度は 40,200 部ですがプレス資料に書いてある 39,500 部というのはどこベースなんですか。

(広報担当主幹)

当初の 5 月号の発行部数となります。

4 その他について

市長より

(市長)

今朝の北海道新聞朝刊の空知版に出ました記事の関係について説明させていただきたいと思います。経過等も含めまして簡単に触れさせていただきますけれども、私の自宅にあります車庫は私の記憶では建築年は不詳なんですけれども、平成 14 年 1 月に

義理の父が亡くなりました。その父が生前作ってくれた物でございます。これは日曜大工のDIYでございます。素人の製作ということで、これができたのは亡くなる前でございます。正確には自分でいろいろと調査をしておりますけれども、それが平成13年なのか、12年なのか、11年なのか、10年なのかわかりませんが、まあ10年くらいというふうに思っているところでございます。

その車庫でございますが、私、固定資産税の対象になるという認識は全く思っておりませんでした。その点では不勉強でもありましたし、現時点ではその不明を大変恥じているところでもございます。その後市役所の収納対策担当次長を拝命いたしましたのが平成22年の4月1日です。税務課長の兼務をしております。その中で退職までその職にあった訳でございますが、退職まで私の自宅の車庫が課税対象である等との指摘は実は受けたことはなかったんではございますが、その後平成24年の9月に市長選がございまして市長に就任をさせていただいたということでございました。ただその年の9月の暮れに母親が亡くなりまして、父親の財産は全て母が相続していたのですけれども、最終的にその母の相続財産を私が相続することになりました。それで相続登記等々との手続きをして、その際平成25年に入ってからなんですけれども、資産公開等の関係もありますので、あらためて自分名義の財産について調査の必要性を感じて、車庫については物件としては存在しておりますので、税務課のほうに課税になるのかどうか、資産税の職員に調査をお願いいたしました。その結果課税対象であると指摘を受けたので、通常の岩見沢市の取り扱いでは平成26年度の翌年度から固定資産税の課税ということでございましたが、その時期がまだ平成25年の10月でございましたので、まだ税額更正に間に合いますのでその場で当該年度分、平成25年度分について税額を更正してお支払いをして、以後固定資産税をお支払いしているところでございます。

今回、北海道新聞の記事の中で税2年分を納めずという、地方税法に則って遡及して課税できる年数が2年支払っていないということのご指摘がございました。これは事実といたしまして昨日27日付でその分については納入をしております。出納済みでございます。ですから27日現在払われていないという記事でございますが、それは払っている、これは法律に基づいて払える分については27日にお支払いをしているということでございます。なお、建築年がまだ不詳でございますが、それから税を払う前の年度24年度までになるんだと思いますが、その間に税額として見込まれる額については、地方税法に基づいて実は請求ができない、公職者ということではなくて地方税法自体では5年遡るのが制度でございますので、それ以前のものについては実は遡及して請求ができない制度でございますけれども、その分の税額に相当する金額は、今公職者という立場で相当額を寄付するというのは、これは別の法に抵触することになりますので、できないのでございますが、公職者という立場がなくなって、別の法律の制約がなくなった時点において、相当額については岩見沢市のほうに寄付をするというようなこととしているところでございます。以上です。

質疑応答

(北海道新聞)

27日に納入をされているということですが、金額はいくらでしょうか。それと、昨日納入したという理由について、道新をはじめそういう取材があって、それを受けて納入したということなんでしょうか。

(市長)

取材があってということではないです。先週北海道新聞さんの取材を受けたところでございますが、その時点でご説明したのが、岩見沢市の税の取り扱いとして翌年度から課税されているという取り扱いですということはお答えいたしました。その後自分自身でもいろいろ考えました。特に税法上はさらにあと2か年法律に則って私自身が今の立場でもお支払いすることができるので、その点については27日昨日、納付書を出してもらいまして23年度と24年度分の税額をお支払いいたしました。合計金額を申し上げますと2か年の税額は22,400円でございます。それについては今の立場で法律に基づいて対応できるということなので私自身の判断でお支払いをしたところでございます。

(北海道新聞)

過去5年分について支払うべきものがあるということについて知らなかったということですか。

(市長)

遡及公課の観点で時効は5年というのは承知しておりましたが、岩見沢市の課税あるいは家屋調査等の実態も含めて、それはあくまでも税務課の判断に従ったということでございます。

(北海道新聞)

その当時市長という立場なので、それはちょっと問題ではないかとかそういうことは考え無かったのですか。

(市長)

そもそも課税物件であるという認識が私の不勉強もあってなかったということと、実際に調査をした後の適正な課税については税務課の指示に従ったということなんです。

(読売新聞)

岩見沢市の場合は固定資産税の課税対象だと判明する以前の分過去5年分は請求できることはできる訳ですが、請求しないということはなぜですか。

(市長)

建築年が確定できないですとか、なかなか了解が得られないですとかいろいろな状況があるのだと思います。

(税務課長)

岩見沢市は5年間遡及をしていないのですけれども、その理由としましては毎年固定資産の実地調査をしているのですけれども、本来であれば市内一斉にすれば良いのですが、家屋評価の担当者が4人いるのですけれども、その4人で市内全域を細部に渡って調査することは現実には困難な仕事量ですから、調査する地区を毎年決めて順

番に調査をするという方法でやっております。その調査の中で一部の方だけ、見つけた人だけ5年遡ろうとすると、市内全体で見たときに不公平感というのがありますので、遡らないで翌年以降分課税をするというかたちをこれまではとっていますし、これからもその方法でいこうと考えております。

(読売新聞)

本人が10年前の分だとかを払うと言った場合ではどうですか。

(税務課長)

言われれば5年前までしか遡れませんが払っていただきます。

(読売新聞)

いつ作ったんですかと聞けば、税金はふえるんではないですか。

(税務課長)

不公平となるので、その方だけ遡るということはしないという考えです。

(北海道新聞)

今回市長から納税されたというのはどういう判断だったのですか。不公平ではないですか。

(市長)

私は当事者ですから法律に基づいて払える分が2年分あると、これは公職選挙法の関係ありませんし、それは自分自身の判断で払うのでその分は納付書を送ってくださいと言って切ってもらったんです。

(北海道新聞)

本人が何年に建てましたとおっしゃったとしても不公平感があるからそれだけではだめで、払いますよと、是非払わせてくださいと言った場合にはそれは市長と同じ扱いになるということですね。

(税務課長)

そうです。

(読売新聞)

そういうケースはあるんですか。

(税務課長)

ないです。

(NHK)

5年間というのは地方税法でのことですか。

(税務課長)

そうです。

(プレス空知)

確認なんですけれども、固定資産税の車庫の土地は市長ご本人の名義の土地だったんですか、それとも義理のお父さんの名義の土地だったのですか。

(市長)

今の住んでいる家は1棟2戸建ちというんですか、長屋形式というんですか、よく言えば2世帯住宅となるのかもしれませんが、2つの家をくっつけて屋根を一

つにして玄関が二つで完全な別の住宅なんです。土地は実は父の名義と私の共有名義なんです。建物は区分所有なので個人名義なんです。

(プレス空知)

今回市長自らこのような形で過去に遡って申告されて清算されていくというのがあると思うのですけれども、他の市民にどのように対応していこうか、同種の物置や車庫といった物に対して今後どのように対応していくのか教えてください

(市長)

自分自身が遡って払ったから、そこを厳格適応してというのはどうなのかというのは税務課の判断なんでしょうけれども、調査をして見つけた物件に対して遡ってというようなことを今すぐにやるようなことがあったら、これは感想ですけれども、市長が払ったからそんなことをするのかとか、そんな議論も実際にはないわけではないんだろうなど、そういった意味では非常に迷惑をかける。ただ、じくじたる思いはしています。今後どうするかについては、税務課として判断をして、それを尊重することになると思います。

(北海道新聞)

今、市税の収納に非常に力を入れていると思いますけれども、今回の件で収納に対して悪影響が出るという可能性について市長はどう思われているのでしょうか。

(市長)

それについてはまだ分かりません。税務課職員にいろいろな迷惑をかけることになっているということについては申し訳ないというふうに思います。ただ税務については公平公正が原則ですので、自分自身の不勉強には猛省をしているところです。税務課の職員には適正に事務を執行してもらいたいと思います。

(北海道新聞)

当時税務課長事務取扱ということなので、車庫が課税対象でなかったというのは本当に知らなかったということですか。

(市長)

本当に知りませんでした。

(北海道新聞)

それはそういうものなんですか。税務課長はどうですか。

(税務課長)

車庫と土地の定着性が必要だというのは分かっていたけれども、ブロックではどうかと曖昧な認識のところはありました。

(NHK)

課税対象になる車庫とそうでない車庫とはどう違うのですか。

(税務課長)

基礎があってその土地と建物の定着性があるかどうかというところです。カスケードガレージで東石の上に乗せてボルトで留めているようなものは、移動が可能ということで対象外なんです。カーポートは壁が3面ないので対象外となります。

(北海道新聞)

平成25年の秋にもう一度資産の評価を依頼した時に、市長の今のお話しでいくと自ら申し出て平成25年度分について支払いたいということでお支払いしていて、それ以前の過去4年については請求がなかったから、当時も同じような状況で市民からは遡って徴収したことがないことから、市長は過去4年間については言及しなかったということなんですね。

(市長)

平成25年の秋に調査をしていただいて、課税対象の物件ですと、課税対象になりますと言われて、じゃ税金を払いますと。その時に翌年からになりますと、そうなのかいと、翌年度からというけれども少なくとも今年の分は私の固定資産税の更正時期に間に合うので、納付期間内に全て払うようにその分だけでも納付書ちょうだいと言って払ったんです。

(HBC)

税務課でいろいろ調査していて、これは前に建てたものなんでしょと分かるケースというのは結構あるものなんですか。

(税務課長)

申告があった場合にはその契約書ですとかで確認しますし、そういったわかる場合はないことはないですね。

(HBC)

基本的に建てたときに申告するということなんですね。

(税務課長)

税法上は申告の義務はないです。調査で見つけなさいという内容なんです。

(HBC)

調査していて、いつ建てたのということを調べていく。そうするとほとんどがその年度ではなくて過去に建てたものということになるんですかね。

(税務課長)

そうですね。たまたまその年に建てた物でなければ。

(北海道新聞)

平成25年度課税対象ご自分の分の更正の時期に間に合うのでその当該年度分については払いますというふうにおっしゃったと、それでその分については払いましたと、その時点でご自分の前職まで納税担当次長をやっておられたのですから当然過去4年分の遡及は可能であるということは知識としてはご存知とは思いますが、その払うときまさに間に合うんだから今年の分は払いますよと考えられたまさにその時に過去4年分についても払いますよというふうにはお考えにはならなかったのですか、それともその考え自体が思い浮かばなかったということですか。

(市長)

翌年度からの課税になりますと言ったので、今年の分も払いますと、ただ、税務課としての取り扱いの中でそういうふうには指示をされたのでやりましたけれども、今反省しているのは、その時点で遡って払いますと言えば少なくとも良かったのかなと思

いはあります。その時に建築年からそんなに状況は変わっていないので、本来は建築年から払うべき物件だったなという思いはあります。

（北海道新聞）

平成10年くらいから遡って寄付するというのは、今年は9月に選挙がありますが、それとは関係なしに、遠い将来のことを指してですね。

（市長）

違います。公職でなくなったらその時点ですぐ払います。遠い将来を指して言っている訳ではありません。それ以外の方法で適切に払える方法を税務課の方で示していただけるのであればそれは即座にそれに従います。

その他（熊本地震関連の話題）

（プレス空知）

熊本における地震において役場、市役所5階建てがぐしゃっと4階に壊れてしまうことがあったと思うんですけども、防災拠点とか防災本部を構える市役所の建物が岩見沢市役所の場合は一昨年の耐震診断では0.206と非常に耐震性が乏しいということですが、岩見沢市として今回の熊本の映像を見た時にですね、どのように対応をしていこうと考えているのか、市長としてどのようにお考えになっているのか教えてください。

（市長）

今回の熊本地震、プレート型ではなく断層型の地震ということで、余震も含めてもう1,000回くらいいっているんでしょうか。そういう状況で、前震、本震、余震と、なおかつ宇土市役所の4階部分が崩壊をして使えないというようなことがありました。色々なことをしっかりと手立てを考えていかなければならないというふうに考えています。例えば防災対策一つにしても、事前の準備はどういうことが必要なのか。断層型の地震が発生した時に、岩見沢市でどういう対策を取るのか。避難所運営一つとってみてもプライバシー対策ですとかエコノミー症候群ですとか、特に冬の間はどうするのか色々なことを想定してしっかりと準備しなければならないというふうに思っています。これは先般、今週に入ってからですけども、それぞれのチームを作って市役所全体で検討していこう、勉強していこうと、特に熊本地震のような発生した地震は国内に無いので、申し訳ないですけども熊本地震を十分参考にさせていただいて、防災対策として岩見沢でどういうことができるのかまず考えていこうと。それから北海道に九つある断層のうち岩見沢にも断層があります。石狩低地東縁断層ですけども、その断層自体を科学的な知見も含めてどういうふうに判断していけばいいのか。くのか。また、北海道内には見つからない断層が数多くあるというようなところもあります。岩見沢市はほとんどの地域が泥炭地になります。泥炭地で地震が起きた場合に長周期振動といった課題も新たに課題も発生してくることも想定されます。そういったことも含めて、きちっとした対策をとっていかなければならないということで、共通認識を持ったところです。岩見沢市の家屋についても、耐震改修についても

過去に安心リフォーム事業でしたか、最終年は確か助成率 20%で限度額 100 万円だったと思いますけれども、そういう助成制度をメニューにしていた時期があるのですけれども、その後プレミアム建設券に置き換わったのでこちらにも使えますというようなことになっているところなんですけれども、あらためて岩見沢市内の家屋の状況を聞くと、共同住宅だとか戸建てとかいろいろ分野はあるのですけれども、地震に対して弱いといわれている昭和 56 年以前の建物というのは約 1 万個弱くらいあるのではないかと。ただ、古い住宅ですけれども性能の良いというのもあるので、一概には言えないのですけれども、その耐震改修を独自に助成する制度を設けなければならないと。今年度中できるだけ早い時期にそれを設けていきたいと。それと併せてそれをするために、調査ということも必要になるので、耐震調査と耐震改修についての助成措置を早く確立したいというふうに考えています。実に熊本地震では被害にあわれた方は非常に大変だと思うんですけれども、BCPいわゆるビジネス継続計画も含めてしっかり早急に対策を取っていきたいというふうに思っています。

(プレス空知)

そのことを踏まえて、本庁舎の耐震改修というか、改築も含めてどのようにお考えですか。

(市長)

耐震性に一部問題があると指摘されているのは事実ですし、震度 5 強程度では何ともないでしょうがそれ以上の震度ということになると問題が発生するというのを考えて、さっきBCPと言いましたけれども、例えばここがつぶれた時はどこで業務を行うのかということもあるのですけれども、庁舎の建て替えも大きな課題だと思います。先程ちょっと申し上げましたけれども、泥炭地は泥炭地の問題があり、岩見沢市に断層が走っていて地質上の問題もあるので、特に熊本地震を踏まえれば、強い揺れが複数回来ても大丈夫なような構造体を造るというようなことで、地質そのものの評価も含めて庁舎の建て替えも早急に検討していくということで今考えています。

(プレス空知)

建て替えも含めてという表現でいいですか。

(市長)

建て替えしなければならないと思っています。ここを耐震補強したとしても、当面の耐震性は確保されると思うのですけれども、建物自体はもう築 51 年ですので耐久性自体が問題になってくるので、それであれば建て替えというふうな方の負担が少ないというふうには思っています。

(プレス空知)

具体的な検討の時間なんですけれども、イメージとしてはどのように考えていますか。

(市長)

合併特例債が使える期間であれば財源的に、財政的にはメリットは大きいなというふうには思っています。

(プレス空知)

とは言え、それにとらわれることはないということでしょうか。

(市長)

地震対策で、できればやはり間に合わせるのが一番負担の少ないという思いはあります。建て方、構造、耐震、免震いろんな考え方もありますので。

(プレス空知)

その部分というのは、課題に対してチームを作って勉強会している防災対策というお話が出ましたけれども、そういった部分の中に本庁舎の建て替えというのも具体的な動きの中に水面下で走っていると考えてもよろしいですか。

(市長)

そうですね。前回指示出したのは総務部、建設部、企画財政部を中心に防災拠点としての庁舎のことについては検討を進めましょうということで話をしました。

(プレス空知)

指示としてはいつぐらいまでに方向だせるかというお話はしていますか。

(市長)

調査をしてということで、そこまでは指示してはいません。まずは検討してくださいということです。

(HBC)

今の関連なんですけれども、いろんなことで検討しているということなんですけれども、市の今まであった防災計画、その防災計画自体を見直すというのは。

(市長)

現在の地域防災計画の地震についても記述があるのですが、もっと詳細に最終的には防災対策も含めて見直すこととなりますので、岩見沢市の地域防災計画を見直すこととなります。一定の防災対策をとりまとめた上で各関係機関とも調整をして防災計画を見直すということとなります。

(HBC)

熊本のある自治体は、かなりの住民の割合が避難してかなり長期化して、備蓄、食糧とか避難所の設備とかも含めて見直すということですか。

(市長)

避難所対策の中でもプライバシー対策、あるいは着替え対策とかペット対策ですとかそれから乳幼児のいる世帯への対策ですとか障がい者の方を含めた対策ですとか。ただ、前段で避難所については今年3月に避難所を見直した中で一定の施設で収容できるような手立てを取ったところですが、さらにもっと掘り下げて準備をしていかなければならないなというふうに思います。

(注) 記録の内容については、重複した言葉遣いや、明らかな言い直しがあったものなどを整理した上で作成しています(作成：岩見沢市秘書課広報係)。